

# 『私と図書館と研究と』

法学部教授 高橋 貞彦

## 私と図書館との出会い

私が、最初に図書館に行ったのは、高校2年生の夏休みでした。多分、YMCAの英語講習会の帰りであったと思います(1953年)。それは、産経新聞社のビルの中にあった『アメリカ文化センターの図書室』でした。多くの人々は、「最新のアメリカの資料」を求めて来ていたのでしょう。しかし、私達の目的は、違っていました。当時は、一般家庭は、無論、多くの施設(中之島の大阪市中央図書館も含めて)、冷房完備ではなかったもので、涼しいところを求めてきただけのことでした。

多くの図書館は、受験勉強目的の利用を禁止していたのですが、アメリカ文化センターは例外でした。その理由は、色々あったでしょうが、「鞆などを持ち込まれると、そのかばんに図書館の本を入れて黙って持ち帰る人々がいるからだ」と教えられました。これは、「アメリカでは、図書館の本を勝手に持って帰る人はいない。日本人には公共心が乏しく、次に利用する人々のことを考えないからだ!」とも言われていました。

しかし、実際にアメリカに行ってみて、最初に留学したニューヨーク大学の法学部の図書館では、アメリカには、そんな事例には『軽窃盗罪』という規定があって、処罰されることもあるのですが、隠して持って帰る学生や、大事な一部を切り取って持って帰る『不届き者』が多くて、その対策に困っているとのことでした。どこの国も一緒。

その頃に色々教わったことの多くが『嘘』だったと、後で知ることになりました。「講釈師、見てきたような嘘を言い」あるいは、「聞

くと、見るとは大違い」です。『知識や情報』は、「実際に確かめてみる必要がある」ということを学んだのでした。

大学受験の受験生の時には、アメリカ文化センターの図書館には、かなり多く通いました。同じような受験生が多くいて、その人々の刺激を受けることもあり、特に我が家にはない『冷房』があったので、快適な環境を満喫していたのでした。私は、現在も、どのような文献があるか、どんな内容なのかをチェックするために、図書館を多く利用しますが、当時も、現在も、図書館の本はあまり借りて読みません。貸し出し期間内に終了できないことが多いからです。

## 研究をしようと考えたこと

大学(金沢大学法文学部)に入ったのは、親の監督を受けないところで、思いっきりスキーをやりたいと考えたからだったのですが、ある日、「宇都宮」という本屋に何気なく入り、手にしたのが、瀧川幸辰先生の『新刑法読本』(復刻版)でした。これが『運命の出会い』だったのです。他の本であつたら、恐らく刑法なんて勉強しなかつただろうと思います。学生諸君の多くもそうだろうと思いますが、「刑法の教科書」というと、カントとか、アリストテレスとか、哲学者の名前が多く出てきて、やたら漢字が多くて、全くわけのわからないことばかりが書いてありました。

しかし、この本は、非常に『簡潔・明瞭』、非常に解かりやすく、一晩で読んでしまいました。ところが「その犯罪者が、犯罪を犯したから、処罰されるのだ」(悪に対する、悪反動)

と書かれていた部分に、固まってしまったのでした。「何故だ!」という疑問です。司法試験を受けて検事になった友人達は、「何故そんなことに疑問を持つのだ」というのです。その後、「歴史的な経験の産物・社会秩序の維持のため・再社会化のために必要である」とは学んだのですが、「犯罪者というレッテルを貼って、刑罰を科すことが、再社会化に効果があるのか?」という、『疑問』に、答えてはくれませんでした。その後、大学の図書館に行って色々と調べてみても、私が理解できるように書いてある書物は見つかりませんでした。解からなければ自分で研究する以外に仕方がないので、大阪大学の大学院に進んで研究してみようということにしました。

大阪大学の図書館で見付けたのが、ハンス・フォン・ヘンチッヒの「ディー・シュトラフェ(刑罰)」という書物でしたが、無論、私が満足できるものではありませんでした。この本によって、私は、『刑罰の歴史』に興味を持つようになりました。この本に引用されていた、グレゴリウス・アグリコーラ著、フーバーの英語訳の「デ・レ・メタリカ(金属鉱山)」という本がありました。この本は、「大阪大学の図書館にはなく、京都大学工学部の図書館にある」という情報を得て、京都大学工学部の図書館に借りに行ったのですが、「貸し出し期限は、2週間」とのことでした。

しかし、あまりにも膨大な本なので(A4変形：600頁)、期限内に読み終わることはできそうにありません。そこで、指導教授にお願いして「公費注文書」を書いてもらったのですが、「工学部の蔵書にあるので2重購入はできません」との解答を受けました。結局、非常に高価だったので、自分で購入して、じっくりと読むことになりました。大阪大学の大学院に在学していた間にも、図書館の本を利用することは余りありませんでした。

### 地方史家の図書館を知る

文献を読むというのは退屈します。しかし、

歴史的事実に関する記述には、引っ掛かること(疑問を感じる)も多くあります。刑務協会発行の『日本近世行刑史稿上・下(約3000頁)』の中に、「西南の賊徒を収容するために北海道に集治監を設けた」という記録、あるいは、「囚人達の労役によって、北海道開拓の基礎となる道路開削が行なわれた」という記事に引っ掛かったのです。疑問を持ったら解明しようとするべきです。

私は、法務省の関連機関の「日本刑事政策研究会」の研究費を頂き、法務省の協力を得て、『北海道矯正管区(その地域にある刑務所の監督官庁)』を尋ねて資料を求めることから始めました。そこで、①当時の収容者の名簿が、旭川の刑務所に残されている。②月形町(樺戸集治監のあった所)の役場の熊谷さんが資料を持っているという情報を入手して、先ず月形町に向かいました。

熊谷さんは、月形町史の編纂を担当しており、彼の自宅には、当時の資料や文書が多数集められ、個人の図書館というか、博物館のようになっており、郷土史家が訪れるということでもありました。

また、囚人が作ったという「北海道縦断道路」の沿線にある町には、郷土史家がおられて、町史の中に多くの記述があるという情報も追加されました。しかし、これらの多くが、囚人労働の時代と、その後の監獄部屋「タコ部屋」と読みます：これは、やくざ等が集めてきた工事人夫で、囚人ではない)の状況を混同しているものが、多いものと考えられます。

月形町の次は、本命の旭川刑務所に行きました。この旭川刑務所が、空知集治監(囚人達を空知炭鉱の人夫として提供するための施設であった)から事務を引き継いだ刑務所であったので、囚名簿と金文字の入った明治14年から明治21年までに、樺戸集治監と空知集治監に送られてきた囚人達の名簿が残されています(現在は、恐らく、府中刑務所の敷地内にある『矯正資料館』に保存されているものと思います)。

この刑務所には、当時の職員達によって書

## ニューヨーク大学法学部の図書館

かれた、毛筆の記録文書も多く残っており、興味深く読ませていただき、持参した35ミリのハーフ判のペンタックスFで、約100本のフィルムに収めて持ち帰りました(当時は、コピー機がなく、カメラに収めるのが、一番便利で確実な方法でした)。

このフィルムを詳しく調べたのですが、『西南の役の賊徒』と想像できる人を見付けることはできませんでした。大多数が『窃盗犯人』で、関西(大阪・神戸)・九州(福岡)から連れて来られた人々であったのです。

これは、一種の『流刑』であったのですが、決して『極悪非道の犯罪者達』ではなかったようです。労働力を利用するために連れて来ただけなのであったようですが、それらしい理由をつけたに過ぎなかったのでしょうか。その後、『三井三池炭鉱』に労働力を提供するために作られた、三池集治監(福岡県と熊本県の県境付近にあった)について調査研究をしましたが、同様の結論に達しました(オーストラリアのタスマニア島への流刑については、別の機会に、もう少し詳しくお話しします)。

### 近畿大学の図書館では

私が、近畿大学の専任講師に採用された時期(1969年)は、非常にラッキーでした。図書館長は、小野村教授(法学部)、大学は、『最大の拡大の時期』だったので。図書購入費が、非常に豊富だったので。色々な『稀こう本』も購入されました。その中には、私の希望で刑罰史に関する書物なども数冊購入していただきました。

図書館は、商経学部の21号館の中にあつたのですが、現在の中央図書館が新築され、蔵書数が急激に増大しました。私が注文した書物は、取書前に目を通ささせていただくという気まままも許されていました。しかし、いくら蔵書を増やして頂いても、私の疑問に答えてはくれませんでした。

アメリカでは、法学部は、ロースクールと呼ばれています。1977年に、近畿大学から、ニューヨーク大学(NYU)への留学を命じられました。多くの先生から、ロースクールの図書館は、膨大な蔵書数を誇り物凄いものだ聞いていましたので、何か素晴らしい文献を見ることができると期待していました(実はなかった)。『入館証』を手に入れようと、図書館の受付で尋ねてみると、写真を持っているかと聞かれて、パスポート用に作った写真1枚と、ローマ字にした名刺を出すと、その場で、私の写真の入ったクレジットカードのようなカードを発行してくれました。

この頃には、私の研究テーマは、『少年法』に移っていましたので、『少年法』に関するものを探そうとするのですが、見つかりません。このNYUのロースクールの大学院(グラデュエートクラス)というのは、夜間開講になっています。『刑法』のセミナーは、受講生が約10人で、教授が、『マオ(毛沢東)の息子達(一般市民)』というペーパーバックの要点を説明しながら学生と議論をするというものでした。開講時に、全員に自己紹介をさせたので、「日本からきたプロフェッサー・タカハシです。少年法を研究テーマにしています」と自己紹介をしました。そのセミナーが終了した時に、スピラックと名乗る女子学生が、「日本の少年法に関心がある」と話して、「また来週!」といって急いで出て行ってしまいました。

その次の週に、「アメリカの少年法を勉強したいのだが、適切な書物が見つからなくて困っている」と話すと、「アメリカでは、少年非行は、州の管轄に属するので、州によってその名称が異なり、ニュージャージー州では、『少年法』と呼ぶが、ニューヨーク州では、『家族法』の一部になっている。各州の法典は、ウエスト出版社(アメリカ最大の法律関係の出版社)の図書館へ行って聞いてみたら」と教えてくれました。「餅は、餅屋に聞け!」ということのようです(お菓子屋には、餅も売って

はいるが、餅専門店に行くべきだ！と言うの  
でしょう)。

### ウエスト出版社の図書館

ウエスト出版社の図書館は、ニューヨーク市の郊外にありました(現在では、出版社が合併統合を繰り返して、トムスン・ウエストになっているので、移転しているかもしれない)。この図書館(開架式の閲覧室がある)は、NYUのロースクールの図書館の3倍くらい大きい建物で、ウエスト出版社の出版物のほとんどが収納されていました。連邦(アメリカ合衆国)の法典と判例集、14の州の法典と判例集が全て収蔵されているとのことでした。

ここの受付で、訪ねてきた用件を伝えると、「ウエスト出版社の出している各州の法典の名称の一覧表のコピーを作ってくれて、その他の州の法典を出版している出版社の名称と、所在地については、コピーをあげるから、それぞれ手紙で尋ねると教えてくれるはずです」と親切に教えてくれた。各出版社には、手紙を出し、帰国後に注文して、25州の「非行少年の処理に関する法典を集めました。

しかし、アメリカでは、毎年かなり多くの改正があり、新しく加除または、付録が送付されてくるので、それらを追いかけることが、非常に困難になってしまいました。小さい州(例えば、モンタナ)などは、立法議会が法典の規定だけを出版していますが、これらの出版物は、注釈付きになっていますので、経済的な負担も大きくなります〔出版社のものは、注釈付きになっていますが、恐らく、各州のGPO(政府出版局)からは、インターネットを使えば、無償で入手できると思います〕。

### 『修復的司法』に関心を持つ

1993年に、オーストラリアで唯一の私立大学(外観は、世界で一番美しい大学とも言われている)のボンド大学のポール・ウイルスン教授(人間科学部)から「オーストラリアの刑事司

法：1990年代中頃」という書物を貰いました。そこに収められたナフィーンとウンタージッツの書いた『少年司法の傾向』という論文に書かれた「“伝統的な関心の懲罰・福祉”から、第三のスタイルの“修復的司法”へのパラダイムの転換が望まれる」という部分にショックを受け、「“修復的司法”とは何だ」という関心を持つようになったのです。

翌年、ポール・ウイルスン教授が、『日本における少年非行』というテーマで、講義をしてくれないかとの誘いを受けて、夏休みに、ボンド大学に行くことになりました。早速、「修復的について知りたいので、適切な人を紹介して欲しい」との手紙を書きました。

彼が紹介してくれたのは、プリズン大学(O'Connor)のオ'Connor教授でした。彼は、さらに、カソリック・プリズン・ミニストリー(刑務所問題に関するカソリック聖職者の会)でした。この会は、「現在の刑事司法システムが、どれ程無駄で、不合理・不必要で、犯罪者がさらに犯罪を犯すようにするシステムである」と主張し、応報・福祉的な司法から、修復的司法に代えようとの活動をしていました。

ここの図書室で、ジム・コンセディーン司祭の書いた『リストラティブ・ジャスティス(修復的司法)』を入手しました。この頃には、すでに、私自身も、機械翻訳を利用するようになっておりました。その本の綴じてある部分を切り取り、自動拡大コピー機を使い、そのコピーを連続スキャナーに通して、一応の対訳が出てくるようになっていました。これだけでも、書かれている内容は十分に理解できるようになっています。このようなプロセスを利用するためには、図書館で借りた書物をコピーするのでは時間がかかりすぎます(自分で購入してばらばらにする必要がある)。

この対訳を利用して、まず、不適切な訳語を、適切な訳語に一括置換し、さらに、その他の不適切な部分を修正し、文章をより適切な日本語に代えれば、翻訳が完成しますので、英語の書物では、翻訳が格段に速く出来るようになりました。この翻訳をプリントアウトして、

製本してもらって、ニュージーランドのクライスト・チャーチ近郊のリットルトンに、ジム・コンセディーンの教会を訪ねて、翻訳・出版権を無償で貰ってきました。しかし、この本は、出版を引き受けてくれる出版社から要求された費用があまりにも高額なので自分だけで出版するのはあきらめ、希望者には、フロッピーディスクで提供することにしました。

その後、ジムと、『修復的司法』の世界的な普及のために活躍している、弁護士のヘレン・ボウエンが共同編集した、『修復的司法－現代的課題と実践』の翻訳出版権を無償で貰ったので、関西在住の『修復的司法』に関心を持っている研究者達が翻訳し、関西学院大学の前野教授と、私が費用を負担して、関西学院大学出版会から出版されました。

## ニュージーランドと オーストラリアの法典

ジム・コンセディーンの本に「ニュージーランドの若者司法は、『修復的司法』を全面的に採用して、少年院や少年刑務所を全廃し、原則として、『家族グループ会議』を通じて処理されている」と書かれているのを読んで、ニュージーランドの少年法に関心を持つようになりました。

ニュージーランドは、英連邦に属する国ですが、連邦国家ではありませんので、少年法は一つです。GPOから頒布されているので、大学の本屋や、町の大きい本屋で安価で入手できます。また、注釈付きの法典も、ブルーカーズという出版社から販売されています。

この出版社の『トラブスキーの家族法：第2章』には、『ニュージーランドの若者司法の解説』が、また、その条文(加除式)は、第4章にあります。前者の翻訳は、「近畿大学法学」の第47巻第3・4号165～356頁にあります。条文の翻訳もあるのですが、年に2回修正しなければならぬので、ホームページに掲載する予定です。

最初に『修復的司法』が実践されたのは、

オーストラリアのNSWのワガワガだったので、刑事司法に関しては、アメリカの強い影響下にあるので、『応報』→『福祉』→『処罰』→『重罰』という傾向にあったのですが、最近では、『家族グループ会議』を考慮に入れようとする州が増加する方向にあるようです。

オーストラリアは、連邦国家で非行少年の問題は、各州の管轄になっていますので、各州に少年法があります。各州の法典は、各州のGPO(政府出版局)から安価に入手できますが、最近では、各州の立法議会のホームページにインターネットでアクセスすれば、簡単に入手できます。さらに、これを直接翻訳ソフトに通せば、あまり上手とは言えませんが、ある程度、内容を理解できるので非常に便利です。

2年後に退職すれば、インターネットは世界中のどこからでも利用可能ですので、オーストラリア国立大学のジョーン・ブレイスウエイトと一緒に、オーストラリアを始め、世界の若者司法における『修復的司法』の導入の過程の変遷をホームページの上で紹介する予定です(無論、成人の刑事司法への『修復的司法』の導入をも期待していますので、この分野にも広げたいと思っています)。

今では、世界の図書館だけではなく、非常に広範囲な情報が、インターネットで、アクセスできるようになっていますので、図書館の存在意義も大きく変わり、10年後には、図書館の書庫は消えてしまっているでしょう。